

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十八年一月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

旧	新	
医療法人あかつき会 鳩ヶ谷病院	医療法人あかつき会 はとがや病院	施設の開設主体及び名称
十六号	埼玉県川口市坂下町四丁目十六番二	所在地